

(仮称) 松本市犯罪被害者等支援条例 (骨子案)

1 条例の目的

犯罪被害者基本法に基づき、犯罪被害者等支援に関する基本理念を定め、市の責務及び市民等の役割を明らかにするとともに、犯罪被害者等支援の施策について基本的な事項を定めることにより、犯罪被害者等の権利利益を保護並びに犯罪被害者等が受けた被害の軽減及び回復を図り、市民の誰もが安心して暮らすことができる地域社会の実現に寄与することを目的とします。

2 用語の定義

- (1) 犯罪等 犯罪及びこれに準ずる心身に有害な影響を及ぼす行為
- (2) 犯罪被害者等 犯罪等により害を被った者及びその家族又は遺族
- (3) 犯罪被害者等支援 犯罪被害者等が、その受けた被害を早期に回復し、又は軽減し、安心して暮らすことができるようにする取組
- (4) 二次被害 犯罪等による直接的な害を被った後に、周囲の者の配慮に欠ける言動、インターネット等を通じて行われる誹謗中傷、報道機関による過度な取材及び報道等により、犯罪被害者等が受ける精神的な苦痛、心身の不調、プライバシーの侵害、経済的な損失その他の被害
- (5) 再被害 犯罪被害者等が当該犯罪等の加害者から再び被害を受けること
- (6) 関係機関等 国、県、警察、民間支援団体その他の犯罪被害者等支援を行う民間支援団体

3 基本理念

- (1) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等の個人としての尊厳が重んじられ、その尊厳にふさわしい処遇を保障される権利が尊重されるよう、配慮して行われなければなりません。
- (2) 犯罪被害者等の支援は、犯罪被害者等が置かれている状況その他の事情に応じて、地域社会で安心して暮らすことができるよう、適切に行われなければなりません。
- (3) 犯罪被害者等の支援は、迅速かつ公正に行われるとともに、犯罪被害者等にとって利用しやすいものでなければなりません。
- (4) 犯罪被害者等の支援は、二次被害及び再被害を受けることなく、安心して暮らすことができるようになるまでの間、必要な措置を途切れることなく受けることができるよう、行われなければなりません。
- (5) 犯罪被害者等支援は、市、市民、関係機関等による協働により、積極的に推進されなければなりません。

4 市の責務

市は、基本理念にのっとり、関係機関との適切な役割分担を踏まえて、犯罪被害者等の支援のための施策を策定し、実施します。

5 市民の役割

市民は、基本理念にのっとり、犯罪被害者等が置かれている状況及び犯罪被害者等の支援の必要性について理解を深め、二次被害の防止、犯罪被害者等を地域で孤立させないよう十分に配慮するよう努めるとともに、市が実施する犯罪被害者等支援に関する施策に協力するよう努めます。

6 相談、情報等の提供

市は、犯罪被害者等が早期かつ円滑に日常生活を安心して営むことができるよう、日常生活の支援に関する情報の提供及び助言その他の必要な支援を行います。

7 日常生活の支援

市は、犯罪被害者等が日常生活や社会生活を円滑して営むことができるよう、関係機関と協力して支援体制を構築します。

8 居住の安定

市は、犯罪等により従前の住居に居住することが困難となった犯罪被害者等の居住の安定を図るとともに、犯罪被害者等が二次被害及び再被害を受けることを防止するため、犯罪被害者等の一時的な利用のための住居の提供等、必要な措置を講じます。

9 市民等の理解の増進

市は、市民及び関係機関が、犯罪被害者等が置かれている状況、犯罪被害者等の名誉及び生活の平穏への配慮の重要性、二次被害及び再被害の防止の重要性その他犯罪被害者等支援についての理解を深めることができるよう、広報及び啓発を行います。

10 財政上の措置

市は、犯罪被害者等支援に関する施策を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めます。